

令和5年第4回定例会 一般会計予算決算常任委員会
経済建設分科会審査記録

- 1 日 時 令和5年12月14日(木) 午前11時09分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第137号 令和5年度村上市一般会計補正予算(第7号)
- 4 出席委員(6名)
- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 渡辺 昌君 | 2番 河村 幸雄君 |
| 4番 川村 敏晴君 | 5番 大滝 国吉君 |
| 6番 本間 善和君 | 7番 尾形 修平君 |
- 5 欠席委員(なし)
- 6 地方自治法第105条による出席者(なし)
- 7 分科会委員外議員
一般会計予算決算常任委員会副委員長 小杉 武仁君
- 8 説明のため出席した者
- | | |
|---------------------------|---------|
| 副 市 長 | 忠 聡君 |
| 政 策 監 | 須 賀 光利君 |
| 農 林 水 産 課 長 | 小 川 良和君 |
| 同 課 農 業 振 興 室 長 | 中 川 博之君 |
| 同 課 林 業 水 産 振 興 室 長 | 伊 藤 幸夫君 |
| 同 課 林 業 水 産 振 興 室 副 参 事 | 臼 井 信一君 |
| 同 課 み ら い 農 業 創 造 推 進 室 長 | 高 橋 和憲君 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 高 橋 雄大君 |
| 地 域 経 済 振 興 課 長 | 富 樫 充君 |
| 同 課 経 済 振 興 室 長 | 田 村 政和君 |
| 観 光 課 長 | 田 中 章穂君 |
| 同 課 観 光 交 流 室 長 | 村 山 真一君 |
| 同 課 観 光 交 流 室 主 幹 | 小 池 一栄君 |
| 同 課 観 光 交 流 室 副 参 事 | 園 部 和枝君 |
| 同 課 観 光 交 流 室 係 長 | 増 子 正臣君 |
| 建 設 課 長 | 須 貝 民雄君 |
| 同 課 整 備 室 長 | 小 田 康隆君 |
| 同 課 整 備 室 副 参 事 | 伊 藤 孝雄君 |
| 同 課 管 理 室 長 | 本 間 孝幸君 |
| 同 課 管 理 室 係 長 | 本 間 友紀君 |
| 都 市 計 画 課 長 | 大 西 敏君 |
| 同 課 参 事 | 小 野 道康君 |
| 同 課 都 市 政 策 室 長 | 風 間 貴志君 |
| 同 課 建 築 住 宅 室 長 | 宮 村 勉君 |
| 上 下 水 道 課 長 | 稻 垣 秀和君 |
| 同 課 経 営 企 画 室 長 | 林 奈美君 |
| 荒 川 支 所 産 業 建 設 課 長 | 渡 邊 修君 |
| 神 林 支 所 産 業 建 設 課 長 | 斎 藤 雄一君 |

朝日支所産業建設課長
山北支所産業建設課長

鈴木健次君
小田和弘君

9 議会事務局職員

局長 内山治夫
書記 中山航

(午前11時09分)

分科会長(尾形修平君) 経済建設分科会の開会を宣する。

○本日の審査は、議第137号経済建設分科会所管分について審査した後、議第137号の経済建設分科会所管分について賛否態度の取りまとめを行う。

日程第1 議第137号 令和5年度村上市一般会計補正予算(第7号)のうち経済建設分科会所管分を議題とし、担当課長(農林水産課長 小川良和君、地域経済振興課長 富樫 充君、観光課長 田中章穂君、農業委員会事務局長 高橋雄大君、建設課長 須貝民雄君、都市計画課長 大西 敏君、上下水道課長 稲垣秀和君)から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第14款 使用料及び手数料

(説明)

農林水産課長 それでは、10P、11Pを御覧ください。14款使用料及び手数料、1項5目農林水産業使用料、説明1、神林有機資源リサイクルセンター使用料は、令和6年1月より直営で管理運営を行うこととなる神林有機資源リサイクルセンターに家畜排せつ物を搬入する畜産農家に対し、搬入する家畜排せつ物の量等に応じて賦課する使用料となっている。

第15款 国庫支出金

(説明)

建設 課長 第15款国庫支出金、2項5目1節の道路橋りょう費補助金で説明欄の1、社会資本整備総合交付金410万7,000円の減額になるが、令和5年度の社会資本整備総合交付金で除雪対策経費と市道整備事業経費に充当している交付金の当初予算額に対し、減額での交付決定があったことから減額するものだ。次に、説明欄の2、道路メンテナンス事業費補助金で、4,106万円を減額するものだ。令和5年度の道路メンテナンス事業補助金で、橋梁の長寿命化対策に係る補助金の当初予算額に対し、減額での交付決定があったことから減額するものだ。

第21款 諸収入

(説明)

農林水産課長 次に、12P、13Pを御覧ください。21款諸収入、6項6目雑入、説明1、堆肥等販売収入は、リサイクルセンターで製造された堆肥を耕種農家等に販売することによる収入額として計上させていただいた。

歳入

第14款 使用料及び手数料、第15款 国庫支出金、第21款 諸収入
(質 疑)
(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出

第4款 衛生費
(説 明)

上下水道課長 それでは、予算書の24P、25Pを御覧ください。第4款1項1目保健衛生総務費のうち説明欄1、簡易水道事業会計繰出金837万7,000円については、公営企業会計の補正の際にもご説明いたしましたが、施設維持管理負担金及び人事異動等に伴う人件費の補正などに対し、繰出金を調整するものである。説明欄2、上水道事業会計繰出金42万円の減額については、公営企業会計の補正の際にもご説明いたしましたが、人事異動に伴う人件費の補正に対し、繰出金を調整するものである。

第5款 労働費
(説 明)

地域経済振興課長 続いて、26P、27Pを御覧ください。5款1項2目、説明欄1、勤労者総合福祉センター運営経費のクリエート村上の指定管理料についてだが、光熱水費の高騰によって、今後経費負担が増となる見込みのため、必要額を増額するものである。

第6款 農林水産業費
(説 明)

農業委員会事務局長 6款1項1目の農業委員会だが、農業委員会事務局人件費になる。一般職給が516万8,000円、期末手当が117万円、勤勉手当が107万5,000円・・・

尾形分科会長 人件費だけでいい。

本間 善和 人件費の不足する、そういう理由を言いなさいよ。金額なんか書いてあることを言わないで。

農業委員会事務局長 すみません。給与改定に伴う改正である。

農林水産課長 次に、2目農業総務費の農業総務費職員人件費については、人事異動による所要額の補正であり、以下、農業土木、林業、水産、港湾の各職員人件費の補正理由についても同様である。次、28P、29Pを御覧ください。3目農業振興費の説明1、有害鳥獣対策経費の新潟県広域被害防止協議会負担金は、一般社団法人新潟県猟友会が今年度建設工事を予定している大口徑ライフル射撃場について、物価高騰及び工法等の変更等により工事費が大幅に増嵩することとなったことから、増嵩分を関係市町村、県及び猟友会で負担することになったもので、村上市に負担の割当てで来た額を計上させていただいた。

建設 課長 続いて、5目農地費、説明欄の2、地籍調査事業職員人件費については、人事異動に伴う調整になる。

農林水産課長 次に、6目農山村振興事業費の説明1、2の神林及び村上農村環境改善センター経費の光熱水費及び3項2目の水産業振興費のイヨボヤ会館経費の指定管理料については、電気料の高騰に伴う電気料の不足分として計上させていただいた。次に、説明

欄の3の有機センター経費については、直営となる神林有機資源リサイクルセンターの管理運営に係る経費及び現在の指定管理者である農事組合法人かみはやし有機の所有資産で今後の管理運営上必要となる資産の購入費を計上させていただいている。

観光 課長 説明欄4、交流の館「八幡」経費、指定管理料であるが、これはエネルギー価格高騰に伴う影響額、それにマイナンバーカード利用特典の割引額、この2つの補填額を計上したものである。

上下水道課長 第4項1目農業集落排水処理施設費、第27節繰出金、説明欄1、下水道事業会計繰出金43万9,000円については、人事異動等に伴う人件費の補正などに対して繰出金を調整するものである。

第7款 商工費

(説明)

地域経済振興課長 7款1項1目、説明欄1、商工総務費職員人件費については、人事異動等に伴う調整額として減額をするものである。

観光 課長 32P、33Pを御覧ください。6目観光費である。説明欄1、蒲萄スキー場特別会計繰出金、これスキー場特別会計でもご説明したが、前年度繰越金確定に伴う繰出金の額を計上している。説明欄2、観光費職員人件費については、人事異動に伴う人件費の計上となっている。7目観光施設管理費、説明欄1、村上市民ふれあいセンター経費、指定管理料については、1つはエネルギー価格高騰に伴う電気料の高騰増加分、それに空調施設が今年度に入って不具合を非常に来している。その空調施設不具合による重油使用量が非常に増加したため、その増加分49万7,000円、そしてその不具合に伴う保守点検の業者への対応費用362万4,000円を合わせて748万9,000円を計上している。

第8款 土木費

(説明)

観光 課長 続いて、8款1項1目土木総務費の中の説明欄1、道の駅笹川流れ管理経費であるが、指定管理料、こちらについても、指定管理施設におけるエネルギー価格高騰に伴う影響額の補填の額を計上している。

建設 課長 説明欄の2、土木総務費職員人件費については、人事異動に伴う人件費の調整などによるものだ。続いて、8款2項2目道路維持費で説明欄の1、道路対策事業経費になるが、橋梁等の長寿命化対策に係る道路メンテナンス事業費補助金対象事業の事業調整のため、測量設計等委託料、ごみ・危険物等収集処理委託料、橋りょう長寿命化修繕計画策定業務委託料、工事請負費の間で予算組替えなどを行うものだ。また、土地購入費と補償金については、現在肴町地内の市道肴町線の市道用地として借地契約していた土地、6.49平方メートルほどになるが、こちらの購入費と、購入する土地、道路の区域内になるが、側溝の上部に建物のひさしの一部が入っているため、切取り除去のための物件補償の補償金を計上いたした。次に、説明欄の2、除雪対策経費になる。こちらについては、修繕料について、過去実績による必要見込額を増額するものだ。また、除排雪委託料については、当面不足が見込まれる経費としての増額を、また除雪対策に係る社会資本整備総合交付金対象事業の事業調整のため、市道鍛冶町裏線ほか消雪施設の更新などの工事請負費の増額と除雪車の

購入額確定に伴い、購入費の減額を行うものになる。次に、2項3目道路新設改良費の説明欄で1、市道整備事業経費の増額になる。こちらは、市道府屋勝木線道路改良事業に係る工事請負費の増額をするものだ。次に、2、道路改良事業費職員人件費については、人事異動に伴う人件費の調整によるものだ。次に、4項2目河川改良費の説明欄で1、急傾斜地崩壊対策経費の増額になるが、新潟県が事業主体で継続事業となっている寝屋地区、立島地区の事業について、県事業予算の箇所配分調整があつて、2地区の事業費が増額となったことから、それに伴い市負担金分として、この2地区分が137万2,000円の増額と、小岩内地内小岩内大沢川の右岸側に位置している急傾斜崩壊危険区域指定地、そちらについて斜面に変状が確認されたことから、緊急的措置を行う必要があるとして県単事業で対策工を行う、それに伴う市負担金766万7,000円と先ほどの寝屋、立島地区の分と合わせて903万9,000円の増額をお願いするものになる。

都市計画課長 続いて、そのすぐ下になる。8款6項1目都市計画総務費について、説明欄の1、都市計画総務費職員人件費については、都市計画課7人分の人事異動及び給与改定に伴う人件費の補正である。

上下水道課長 続いて、第7項1目下水道整備費、第27節繰出金、説明欄1、下水道事業会計繰出金23万5,000円については、人事異動等に伴う人件費の補正などに対して繰出金を調整するものだ。

都市計画課長 その下になる。8款8項1目住宅管理費、説明欄の1、住宅対策経費、修繕料については、公営住宅の不時修繕に係る修繕費の不足見込み200万円を増額するものである。その下になる。設備保守点検業務委託料113万円の減額は、委託料金の確定によるものだ。続いて、次のページ、住居賃借料70万6,000円の増額は、民間賃貸住宅に住み替える市営中川原住宅入居者が当初の見込みより増えたことによるものである。続いて、説明欄の2、住宅管理費職員人件費については、都市計画課5人分の給与改定に伴う人件費の補正である。

第2条「第2表 債務負担行為補正」

(説明)

観光 課長 5Pを御覧ください。第2表、債務負担行為補正である。上から5段目、山北ゆり花温泉・交流の館「八幡」指定管理料であるが、期間を令和5年度から令和7年度までの新たに2年間を追加する指定管理が確定した場合の補正である。以上だ。

歳出

第4款 衛生費

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第5款 労働費

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第6款 農林水産業費

(質疑)

本間 善和 課長、29Pに、今回有機センター経費という格好で新たに計上されたよね。これ私の記憶では、センターが維持管理していた、維持管理というか、指定管理に出していたのだけれども、直営でやるという格好での経費を、1月からの経費だと私は思うのだけれども、3か月分の計上だと思う。支出で1,491万9,000円、3か月で使わせてくださいという格好で提出だと思うのだけれども、これに対する収入が1,104万円か、少ないよね。支出より収入が、入ってくるのが。そうだろう。使用料と収入のほうをさっき通したけれども、収入のほう、2か所から入ってくる収入を入れても、支出より収入が少ないと。3か月ではっきり言えばやっても赤字になるよと、いう格好なのだけれども、4月から翌年の3月まで1年間を通すと、どんな予算表になるのか。マイナスがどのぐらいマイナスに、大きくなると私は想定するのだけれども。

農林水産課長 年間を通してという部分については、今ちょっと新年度予算で計上させていただいているところではあるが、そこら辺ちょっと数値的なものをはっきり記憶していないので、大変申し訳ないのだけれども、今回1,400万円のうち140万円ぐらいについては、今回法人さんのほうから必要となる機器、固定資産の購入というふうな形での部分になるので、1,400万円から140万円は引いた金額がまず運営経費という形になる。収入については、畜産農家さんから預かる堆肥の処理量と、あと出来上がった堆肥の販売というような格好になるものだから、堆肥の販売については、春と秋、大きく2回に分けて、耕種農家さん、圃場のほうに散布するような形になる。あと、春先に畑地に散布する部分があるので、この冬場については、3月の1回の昨年実績に応じた形での堆肥散布の金額を上げさせていただいたが、通年とすると、農家さんの作業が動き始めると、また出来上がった堆肥の販売のほうも増えてくるかと思うので、今のような形でのマイナスにはならないのかなと。今までの、これまでの指定管理されているかみはやし有機さんの決算状況を見ると、単年度で見るとある程度黒の部分で推移していたところもあるので、そんなに大きなものにはならないのかなと。なので、堆肥をいかにできたものを農地のほうに還元できるかというところになるので、今後その辺については、今まではかみはやし有機さんについては、神林エリアに限定して堆肥散布を行っていたところなのだけれども、今年については、村上市内、広くちょっと販売先を拡大しながら、より多くの堆肥を販売できるような形で進めていければというふうに考えている。

本間 善和 ぜひと頑張って黒にしてください。それから、もう一点いいか。農林水産だよ。たしか猟友会の関係で、射撃場を造っているのだけれども、増額になったと、工事が。それで、村上市の負担が増えたというか、これはやむを得ないと思うのだけれども、今この射撃場の練習場というのは、もうこの地区では非常に、近くにないものだから、皆さんよく耳にするのは、遠くて、経費かかって大変だと、行く人が。だから、増設してください、増設してくださいと、下越でも欲しいわというお話、課長の耳には入っているか。

農林水産課長 下越でというふうな話については、ちょっと私存じ上げていなかった。ただ、猟友会の担当のほうには、その辺猟友会さんとのやり取りの中では来ていた部分あるのかもしれないけれども、私のところまでには、そういう要請という部分は、正式なものというのも含めてちょっと聞いていないので、正直承知していない。

本間 善和 副市長にお願いなのだけれども、こういう話というのは出ている。それで、私個人的に思うには、市の財産でこれから目指していく、ごみ処理場、朝日に、壊すわね、

もう3年後ぐらいにはなくなるわけだけれども。ああいうところみたいなどころを射撃の練習場にならないかと私は個人的に思っているんで、ぜひともちょっと耳を、参考にしておいてください。即答はいい。私は、本当近くに朝日、山北地区の方が多いのだ。そういう方がすぐ行かれて、練習場になるところややっぱり欲しいなと思っているので、これ造れば、県下がみんなが負担金出さなければならないのだから、村上市だけでないので、今回出すようなもので、そういうこともあるので、ひとつ考えておいていただきたいと、そう思う。

渡辺 昌 今ほど有機センターの説明の中で、肥料の販売先が今まで神林だけに限られていたと説明があったと思うのだけれども、朝日は朝日、神林は神林みたいな感じの販売先というか、そんな傾向なのだろうか。

農林水産課長 全てが限定というわけではなくて、設置当初がかみはやし有機については合併前の神林村時代に建設されたもの、朝日についても、合併前の朝日村でそれぞれの管理者がそれぞれの地区の法人を設立してやっていたという現状の中から、そんな遠くまであったりとか、定款上の縛りがあったりというふうな格好の中で、そういうふうなところで当初動き始めたものだから、なかなか外にというふうなところは、営業活動という部分も含めてちょっとなかったのかなど。なので、一応限定的というふうな形の表現をさせていただいたが。

渡辺 昌 それだけほかの地区に販売するだけの量はあるということなのか。

農林水産課長 正直今現在については、大分在庫というふうな形の出来上がったものの積み上げが今の法人さんお持ちなので、それをうまく活用させていただくような格好で販売はしていければというふうに考えているが、ただ神林の有機センターについては、今まで4経営体の畜産農家さんが堆肥の搬入を行っていたが、そのうち1社が今年をもって廃業されてというような形になるので、3社に減る。その1社の方が搬入量の半分近くを正直占めていたというところがあるので、搬入される堆肥量そのものが大分減るような格好になるので、今ある在庫の部分がはけた、活用が終われば、その後のものについては、ちょっと広くというのはなかなか厳しいのかなというような考え方も正直している。ただ、一方では、今いる経営体の中でも、有機センターがうまく活用できるのであれば規模拡大を図りたいというふうなお話もされているので、そこら辺の支援についても畜産振興という部分で行いながらやっていけば、それがあ程度軌道に乗れば堆肥量のほうも増えてくるので、また散布できる、製造できる堆肥のほうも増えてくるのかなというふうには考えている。

第7款 商工費

(質 疑)

河村 幸雄 33Pの村上市民ふれあいセンター経費ということだ。今空調が老朽化か何かで効かない状況だということであるけれども、市民からの声が非常に多いのだ。相当修理に長時間かかるみたいだという話だけれども、その辺の状況を教えていただきたいと思うけれども。

観光 課長 村上市民ふれあいセンター、今年夏前から不具合非常に顕著に現れて、皆様のほうにもご迷惑をかけている次第だ。そして、老朽化に伴って、これは一時的な改修、補修ではなくて、根本的な更新を迎える時期として捉えている。それで、その調査をするための委託費用を9月の補正でいただいたところである。その調査結果が年を明けて5月、6月、その辺をめどにだが、工期は今5月末ぐらいに設定している

が、その成果が出てきて、初めて詳細を皆様にお伝えすることができようかと思う。このようなことで、それに伴って実施の年度等も、今のところその調査結果を基に発注準備をして、やはり12か月、1か年度では多分工事のほうは完了しないというふうな認識を持っているので、2か年度にわたる工事になろうかと思っている。以上だ。

河村 幸雄 令和6年度の10月から12月ぐらいに使用したいというような方からも、来年度においてはこういう状況だから、使用できないとは言わないけれども、そういう中での利用を考えてもらいたいというような報告も来ているみたいなものだから、その辺の完了期日というのか、もうある程度説明ができるのであれば、市民とは言わないけれども、明確にそう示してもらったほうがいいのではないかなというふうに思うけれども。

観光 課長 実は今回補正をお願いした内容は、この夏の間、不具合をどう解消していこうか、一時的にある程度機能維持できないかということの対応の費用だった。ただ、今年冬に向かって、夏の冷房と冬の暖房の機械の構造的なものが大きな違いがあって、暖房に関しては補完的な手当てができないというのが実情である。なので、そういうことを鑑みて、冬季に入る前に既に予約をいただいている個人、団体の皆様、あとはこれからそういうふうな計画をお持ちの皆様にも広く現状をお伝えして、当分の間サービスとしての冷暖房が提供できないということは既にアナウンスさせていただいている。これは、あと来年度においては、冷房のほうも恐らく、今年はだましまししていただいていたが、そういったことも望めないと思うので、そういったアナウンスは既にさせてもらっているが、具体的な要する期間はやはり成果が出てこないと言明できないというのが現状である。

河村 幸雄 それで、それに伴う、今そういう状況であるけれども、館内の使用料を軽減するとか、そんなことは全く考えていないのか。

観光 課長 あくまで今のアナウンスの内容は、その状況であるけれども、施設を利用したいというふうなことも、その団体さんについては使用料はいただいている。ただ、使用料とは別に冷暖房費というものを頂戴いたしているもので、その分についてはいただかないようにしている。

河村 幸雄 分かった。よろしく願います。

渡辺 昌 今回の村上市民ふれあいセンターの件なのだけれども、去年、時期を忘れたのだけれども、かなり老朽化した部分が多くて、計画的に改修するための調査費用みたいなのが去年だかいつ頃だか、たしかそういう予算があったと思うのだ。その調査というのは既に終わっているのだろうか。

観光 課長 老朽度に関する調査のほうは、現状把握のためにある程度行っている。ただ、それに基づいて実際それに改修に向かう内容というのは実施計画等も持っていないので、それを今回発注させていただいたということである。

渡辺 昌 ちょっと今の最後よく分からない。

観光 課長 実施設計の部分がなければ、どう改善するかというのは明らかにできないので、それは9月の補正でいただいて、今既に発注を終えている。その成果品が来年の5月、6月に成果として上がってくる予定になっている。

渡辺 昌 それとは別に質問のあった空調の件は、また別に改修するというのでいいのか。

観光 課長 その空調に関する部分の実施設計を今発注している状態である。

副 市 長 今回のこの村上市民ふれあいセンターについて、私のほうからもお話をさせていただ

く。これも461に及ぶ公共施設マネジメントプログラムの中の大事な施設である。空調の不具合は、もう2年、3年ほど前から、実は部分的にはあった。その段階でどうするかということがなかなか結論を得ずに、公共施設マネジメントプログラムの中でも、将来的にこういった施設をどうあればいいのかというような議論をしながらも来ているというのが実情だ。したがって、今回のような大変大きな改修費用がかかってしまうというところまで来てしまった。結論を出すのが遅過ぎると言われればそれまでなのだけれども、やはり村上市にとってのメイン施設でもあるから、ここはしっかりと管理をして、活用していくのだという、そういった考え方の下に、これからの大型改修の事業に入るということになる。そういった意味で、市民の皆様方はじめ多くの方々にご迷惑をかけるということになる。このことをもう既に広報はしているけれども、今ほど委員からご指摘あるように、まだその広報が足りていない、よく承知されていない、周知されていないということのようであるので、なお今その設計の見積りというか、調査をいただいているので、そういったところがはっきりすれば、期限も含めてしっかりとお伝えしていきたいというふうに思うので、ぜひご理解をいただきたいというふうに思う。よろしく願います。

尾形分科会長 今副市長のほうからいみじくもそういうお話あったけれども、実際今お話の中で2年前、3年前からというお話あったけれども、そうではないのだ。もっと以前からこの話は出ていたわけで、委員会としても指定管理者であるイヨボヤの里のほうとの懇談会もやっている中で、要望としては、本当に5年、6年以前から出ていた。それで、我々も施設利用した中で状況とかも確認しながら、度々本当に一般質問でも出たし、委員会でもその話は出してきたというふうに思っているの、今副市長からこうやって2年、3年市民の方に迷惑かけるけれどもというのは見えていた話なのだ、本当の話をすれば。本当に望むことは、なるべく早く、予算がかかるというのは皆さん承知している話なので、あまりにも大規模にならないうちの手当ても私はできたのではないかなって思っているの、本当に市民の方の利用に最低限我慢してもらおうようにしてもらって、早急な改修の対応をお願いしたいと思う。

第8款 土木費

(質 疑)

川村 敏晴 さっき聞き落とした35Pになるが、一番上、橋りょう長寿命化修繕計画策定業務委託料の下のほうの補償金の中で、土地購入費の補償金がかぶって私説明聞いてしまったので、あれなのだけれども、肴町地内の道路に絡んで、住宅の屋根が出ていたのが、道路に、それが取り払うための補償費というふうな感じで聞こえたのだけれども、そこをもう一度お聞かせ願えないか。

建設 課長 肴町地内の市道肴町線になるが、現在も道路として供用されている部分の土地の一部に借地した部分、借りていた土地があって、借地契約の相手方とのお話合いの中で、借地していた部分については、市のほうで買わせていただきたいと。併せて、道路部分の側溝の上にひさしの一部が張り出していたものだから、そちらのほうも市のほうの補償としてお支払いをさせていただくと、その関係する予算を今回土地購入費と補償金という形で計上させていただいた。

川村 敏晴 借地部分に建てていた建物のひさしが道路に出ていたということなのか。その建物は市の建物なのか。

尾形分科会長 違う、違う。民間。

川村 敏晴 民間の建物なの。その民間の建物が市の借りていたところに出ていたので、市のほうが、それを取り壊すのに補償する立場になったということなのだね。分かった。

河村 幸雄 35P、除雪対策経費だけれども、除排雪委託料、労働単価というのは見直しをというか、したかと思うけれども、どのような状況であるか。

建設 課長 道路除排雪に係る委託の単価になるが、毎年県のほうで積算基準のほうを出しているの、その積算基準に基づいて今年の契約のほうは行った。県のほうの積算基準については、それぞれ労務費だとか、関係する経費が改定になっているので、そういったものを反映された形での積算基準になっているというふうに考えている。

河村 幸雄 除雪事業者からの改善を求める声として、排雪場の確保というのは常に言われている。新たな場所が確保されたか、その辺の対応というのは、変わらなければ変わらないであれだけれども、教えてください。

管理 室長 排雪場所というか、一時の雪置場のことだと思うのだけれども、そちらについては例年と同じ箇所、あとちょっと一部分については、新たにそこの地区の区長さんとかとお話しさせていただいて、増えているところもあるけれども、大幅には変わってはいないということで、例年並みの場所の確保にとどまっている。

河村 幸雄 行政のほうで全て用意せよということではでない。地域の方のお力を借りていくしかないかと思うので、よろしく願いいたす。

第2条「第2表 債務負担行為補正」

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(賛否態度の発言)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、賛否についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第137号のうち経済建設分科会所管分については、起立全員にて可決すべきものと態度を決定した。

分科会長（尾形修平君）閉会を宣する。

(午前11時53分)

委員会条例第30条第1項の規定によりここに記名・押印する。

一般会計予算決算常任委員会経済建設分科会長 尾形修平